

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○ 救急医療機関の認定

○ 認証食品の認証

○ 建設業許可の取消し

○ 道路の区域変更

○ 都市計画変更案の縦覧（六件）

○ 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

公 告

○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

教 育 委 員 会

○ 社会教育主事資格認定証書の交付

告 示

○ 宮城県告示第九百九十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十一年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

所 在 地

認定年月日

認定の有効期限

ページ

東北厚生年金病院

仙台市宮城野区福室二丁目
一・二・一

平成二十一年十月十日

平成二十四年十月九日

○ 宮城県告示第九百九十二号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十一年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号 百六十	品 目 焼き魚介類	申請者の氏名 又は名 称 有限会社いかや 代表取締役 阿部秀次	製造業者の名称 又は屋 号 有限会社いかや	製造所等の所在地 牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神一〇七・五
-------------	--------------	--	-----------------------------	-------------------------------

二 認証年月日

平成二十一年十一月六日

○ 宮城県告示第九百九十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十一年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十一年十一月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 有限会社石川建築 石川 浩	主たる営業所の所在地 黒川郡富谷町東向陽台三丁目三十三・三	建設業 許 可 番 号 般・十八千五百五十一号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類 一 一般廃業 一 建築工事業	受付年月日 平成二十一年 十月五日
有限会社伊藤管 伊藤 正	巨理郡巨理町逢限中泉 字東七・二	般・十八千九百六十一号	全部廃業 管工事業	平成二十一年 十月一日
コセキ建設株式会社	登米市迫町新田字山守 屋敷百四十四	般・十七千三百三十八号	全部廃業 一般建設業	平成二十一年 十月九日

小関 松男	ベルウッド電気株式会社 鈴木守	仙台市青葉区宮町二丁目五・二十六	般・特・十八 百二十一号	一部廃業 一般建設業 造園工業	平成二十一年 十月六日
有限会社児玉工業所 児玉 秀男	大崎市三本木字南町七十八・一	般・十九 百九十四号	全部廃業 一般建設業 とび・土工工業	平成二十一年 十月六日	
有限会社セイ 高橋 誠治	仙台市青葉区北根三丁目十八・十二・四百一	般・十七 第一万六千 一号	全部廃業 一般建設業 建築工業	平成二十一年 十月五日	
東北鋼材販売株式会社 高次 俊一	仙台市青葉区立町二丁目二十一 ルジング七階	般・十九 百七十三号	一部廃業 一般建設業 土木工業 大工工業 石工工業 屋根工業 屋根工業 ブロック工業 鋼構造物工業 鉄筋工業 ほ装工業 塗装工業 防水工業 内装工業 水道施設工業	平成二十一年 十月十四日	
株式会社七海 コーポレーション 佐藤 浩章	仙台市宮城野区岩切字 台屋敷百三十四・一	般・十六 第一万七千 百九十六号	全部廃業 一般建設業 土木工業 建築工業 とび・土工工業 石工工業 鋼構造物工業 ほ装工業 しゅんせつ工業 塗装工業 水道施設工業	平成二十一年 十月六日	

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 仙台松島線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
宮城郡松島町桜渡戸字中島一〇番二地 先から	前 A	六・五	二二・八	二二〇・〇	上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
同郡同町桜渡戸字麦田一八番四地先まで	後 A	六・五	二二・八	二二〇・〇	
	後 B	四・〇	二七・六	一四〇・〇	

○宮城県告示第九百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、迫都市計画、登米都市計画、東和都市計画、豊里都市計画及び津山都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
 - 迫都市計画区域、登米都市計画区域、東和都市計画区域、豊里都市計画区域及び津山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更しようとする土地の区域
 - 迫都市計画区域、登米都市計画区域、東和都市計画区域、豊里都市計画区域及び津山都市計画区域
- 三 縦覧場所
 - 宮城県庁（土木部都市計画課）及び登米市役所（都市計画課）
- 四 縦覧期間
 - 平成二十一年十一月十三日から十一月二十七日まで
- 五 注意事項
 - 意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第九百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、築館都市計画、若柳都市計画及び栗駒都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、栗原市役所（都市計画課）及び登米市役所（都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十一年十一月十三日から十一月二十七日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第九百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鷺沢都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

鷺沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 都市計画を廃止しようとする土地の区域

鷺沢都市計画区域

四 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び栗原市役所（都市計画課）

五 縦覧期間

平成二十一年十一月十三日から十一月二十七日まで

六 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第九百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鷺沢都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 鷺沢都市計画道路

2 名称 三・四・一 五輪原荒町線、三・四・二 館浦宮下線

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 都市計画を廃止しようとする土地の区域

栗原市鷺沢南郷字五輪原、同字大竹、同字佐野前、同字原、同字北沢、同字館浦、同字北沢向、同字荒町、同字館向、同字南沢、同字四ツ石の各一部

四 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び栗原市役所（都市計画課）

五 縦覧期間

平成二十一年十一月十三日から平成二十一年十一月二十七日まで

六 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、古川都市計画、岩出山都市計画、鳴子都市計画、鹿島台都市計画、中新田都市計画、小牛田都市計画及び涌谷都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鳴子都市計画区域、鹿島台都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鳴子都市計画区域、鹿島台都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、大崎市役所（都市計画課）、加美町役場（建設課）、美里町役場（建設課）及び涌谷町役場（建設水道課）

四 縦覧期間

平成二十一年十一月十三日から十一月二十七日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
○宮城県告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大郷都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年十一月十三日

一 都市計画の種類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

大郷都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び大郷町役場（みんなの室）

四 縦覧期間

平成二十一年十一月十三日から十一月二十七日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
○宮城県告示第十号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表株式会社東北銀行の項中、「大崎市古川稲葉字亀ノ子百九十八番」を、「大崎市古川穂波一丁目十七番三十五号」に改め、同表石巻商工信用組合の項中

飯野川支店	石巻市相野谷字飯野川町百十番地	飯野川支店
稲井支店	石巻市大瓜字井内三十番地	石巻支店
大街道支店	石巻市門脇三番谷地一番地の四百八	石巻支店
飯野川支店	石巻市相野谷字飯野川町百十番地	飯野川支店
大街道支店	石巻市門脇三番谷地一番地の四百八	石巻支店

附 則

この告示中別表第三第一号の表株式会社東北銀行の項の改正規定は平成二十一年十一月十三日からその他の改正規定は同月十四日から施行し、改正後の県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程別表第三第一号の表株式会社東北銀行の項の規定は同年十月三十一日から適用する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 百八十キロリットル
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。
- 3 納入期限 平成二十二年一月十九日 午前九時
- 4 納入場所 宮城県石巻市 石巻漁港内 「宮城丸」
- 5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十二年一月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいす

れにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三（）へ平成二十一年十一月二十七日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班(担当 伊藤 康弘 電話〇二二・二二一・三六二一)

2 入札説明書の交付期限

平成二十一年十一月二十七日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年十一月二十七日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十一年十一月一日午前九時から平成二十一年十一月十四日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十一年十一月十四日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十一年十二月十五日午前十一時 教育庁会議室(宮城県庁舎十六階)

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十一年宮城県規則第七十四号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及

び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に關する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS(K2205-1980) Class 1, No. 2) 180

Kilotons

2 Deadline for Delivery : January 19, 2010

3 Place of Delivery : Miyagimaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : December 14, 2009, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Yasuhiro Ito, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二十八号

社会教育主事の資格の認定に關する規則(昭和三十四年宮城県教育委員会規則第三号)第四条第一項の規定により、社会教育主事資格認定証書を次のとおり交付した。

平成二十一年十一月十三日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸一

認定番号	氏名	認定年月日	交付年月日
三三五	大内 克典	平成二十一年十一月四日	平成二十一年十一月五日